

(株) 韓国ヤンセン製「子供用タイレノール懸濁液」販売禁止措置について

食品医薬品安全処は、解熱鎮痛剤である(株)韓国ヤンセン製「子供用タイレノール懸濁液100ml」及び「子供用タイレノール懸濁液500ml」を販売禁止にした旨明らかにしました。

今度の措置は、子供用タイレノール懸濁液の主成分であるアセトアミノフェンの含量が一部製品で超過含有される可能性があるという情報をもとに、予防措置の観点から優先的に行われた由です。

販売禁止対象は、当該製品の品質に問題があるおそれがある2011年5月以降に生産されたすべての製品であり、4月23日から病院／医院での処方及び薬局／コンビニでの販売が禁止されています。また、食品医薬品安全処は、当該製品との関連が疑われる副作用の発生の兆しがあれば、直ちに韓国医薬品安全管理院（電話：1644-6223、FAX：02-2172-6701）に届け出るよう呼びかけていますので、ご留意願います。